

給実甲第 1 3 2 1 号

令和 6 年 1 月 2 3 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 9 3 4 号の一部改正について（通知）

給実甲第 9 3 4 号（運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和 6 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| 運賃等の値上げ等、 <u>在</u><br><u>宅勤務等手当の支給又</u><br><u>は通勤所要回数の変動</u><br>に伴う通勤手当に係る<br>届出の取扱いについて | 運賃等の値上げ等 <u>又は</u><br>通勤所要回数の変動に<br>伴う通勤手当に係る届<br>出の取扱いについて<br><br>(通知) |

(通知)

各庁の長又はその委任を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合に係る人事院規則 9—24 (通勤手当) (以下「規則」という。) 第3条の規定による届出について、正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができる。

一 (略)

二 在宅勤務等手当の支給の開始又

は終了があった職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該開始又は終了の前と同一の交通機関等 (自動車等を使用する場合にあっては、引き続き当該開始又は終了の前と同一の使用距離) によって通勤手当の額を算出することとなる場合

三 1箇月当たりの平均通勤所要回数

の変動に伴い給与法第12条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額、同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特

各庁の長又はその委任を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合に係る人事院規則 9—24 (通勤手当) (以下「規則」という。) 第3条の規定による届出について、正規の届出がなくても届出の目的を達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができる。

一 (略)

(新設)

二 平均1箇月当たりの通勤所要回数

の変動に伴い給与法第12条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額、同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特

別料金等2分の1相当額又は同条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の1箇月当たりの平均通勤所要回数を基礎として算出したものによるとき。

別料金等2分の1相当額又は同条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額に変更が生じた交替制勤務に従事する職員等に支給する通勤手当の額について、引き続き当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の平均1箇月当たりの通勤所要回数を基礎として算出したものによるとき。

以 上